

新たに外国人労働者の雇入れをお考えの皆様へ

建設企業が特定技能外国人を受け入れるためには、特定技能外国人受入事業実施法人である 一般社団法人建設技能人材機構（ＪＡＣ）またはＪＡＣ正会員団体のいずれかに加入する必要があります。

当協会は、ＪＡＣ正会員団体の一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会の会員ですので、間接的にＪＡＣに加入していることになります。

特定技能外国人を受け入れる際は、所定の手続きを行っていただくことで【会員証明書】を発行いたします。

特定技能外国人の受入事業は１０月１日より開始いたします。

詳しくは、一般社団法人北陸建設業協会

〈 電話 076-255-2124／担当：渡辺、大塚 〉 まで

お問合せください。